

男鹿市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

1 業務名称

男鹿市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 業務目的

「第2期男鹿市まち・ひと・しごと創生推進計画」を推進するため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した寄附の獲得を目指すものである。

3 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

本業務の受託者は、次の各号により男鹿市の地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附獲得を目指すものとする。

- (1) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附を行う見込みのある企業（以下「寄附見込企業」という。）に対して、男鹿市の地方創生事業を紹介すること。
- (2) 寄附見込企業の新規開拓及び男鹿市に対して寄附見込企業を紹介すること。
- (3) 寄付見込企業に対する、寄付に係る一時的な窓口業務（事前の説明、調整及び事務手続き含む）
- (4) 寄附見込企業の関心を惹く事業選定及び寄附見込企業へのPR方法に係る助言、情報提供に関すること。
- (5) その他、男鹿市の寄附獲得に資する支援に関すること。

5 委託料

(1) 委託料の算定について

委託料の算定は成果報酬型とし、受託者が男鹿市に対して、寄附見込企業を紹介して寄附に至った場合、次の計算式により算出した委託料額を男鹿市が支払うものとする。

成果報酬額：寄付金額×委託料率（1円未満の端数は切り捨てとする）

※ 上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

(2) 受託者から男鹿市に対する請求について

受託者から紹介された寄附見込企業が男鹿市に対して寄附を行った後、男鹿市は速やかに受託者にこの旨を伝え、受託者の請求によって、委託料の支払いを行う。

- (3) 前号にかかわらず、委託料の合計額が本市の当初予算額を超過する場合には、補正予算等の対応をしたのちに当該超過部分に係る委託料が支払われるものとし、当該超過部分に係る委託料については、遅延損害金等の対象外とする。

6 業務の進捗報告

本業務の受託者は、男鹿市の要望に応じて、男鹿市に対し、進捗報告を行うこと。寄附が見込まれる場合は、受託者は速やかに男鹿市に報告すること。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、男鹿市の承諾を得たときはこの限りではない。
- (3) 受託者は本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、または他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (4) 当該仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。
- (5) 委託料が男鹿市の当該予算額を超えると見込まれる場合の対応については、その時点で協議のうえ、決定するものとする。
- (6) 受託者は男鹿市と緊密な連絡に努めるとともに、本仕様書に疑義が生じた場合、あるいは定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて協議を行うこと。